

## 合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月21日

### 基礎情報

都道府県・市名	広島県・福山市（ふくやまし）
合併期日	平成15年2月3日
合併形式	編入合併
住所(旧市町村名も記載)	広島県福山市東桜町3番5号(旧福山市)
人口（合併直近の国調）	403,915人
面積	430.28km <sup>2</sup>
議員定数	条例定数38名，合併特例定数41名
関係市町村名	福山市、内海町、新市町

面積は，2001年11月1日の国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	福山市	378,789	364.51	38	16.4
	内海町	3,431	12.67	12	37.3
	新市町	21,695	53.10	18	21.4
合計	—	403,915	430.28	68	—

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度当初予算（普通会計）

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財力指数
			地方税	地方交付税		
	福山市	124,043,242	63,085,237	81,815,337	工特，公防，離島	0.820
	内海町	2,692,100	187,900	1,342,000	過疎，辺地	0.131
	新市町	6,711,751	2,180,101	1,587,000	工特	0.559
合計	-	133,447,093	65,453,238	84,744,337	-	-

### 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年1月21日	解散年月日：平成15年2月2日
内容	<p>【第1回】合併協議会の協議事項，合併建設計画原案策定基本方針，行政制度等調整方針</p> <p>【第2回】合併の区域及び合併の方式，合併の期日，町の区域及び名称など</p> <p>【第3回】地方税，使用料・手数料，国民健康保険の取扱いなど</p> <p>【第4回】条例及び規則，一部事務組合等，公共的団体等の取扱いなど</p> <p>【第5回】一般職の職員，特別職の職員，合併建設計画，議会の議員の取扱い，合併の期日など</p>	
住民発議について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
市町村建設計画	計画の期間：2003年度～2012年度	
基本計画の主要項目	福山市・内海町合併建設計画 まちづくりの方向 輝く笑顔とふれあう心を大切に作るまちづくり すべての人々が安心して生活できるまちづくり 自然と生活が調和した快適で美しいまちづくり 豊かな地域資源を活かした活力あるまちづくり	
	福山市・新市町合併建設計画 まちづくりの方向 いきいきした健康福祉のまちづくり 快適な生活環境づくり 未来を担う豊かな人づくり 豊かな暮らしを支える産業の振興と都市基盤施設の整備	
旧市町村庁舎の利活用	支所庁舎	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有・無 <input checked="" type="radio"/>	有の場合： 3 名
議会の議員の在任に関する特例	有・ <input checked="" type="radio"/>	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：61.9万円 特例条例により減額中	
地域審議会の設置について	有・ <input checked="" type="radio"/>	
内容	なし	
地方税に関する特例	<input checked="" type="radio"/> ・無	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税及び法人市民税：合併年度とそれに続く3か年度は，不均一課税を実施する。（各市・町の税率の記載は省略。）</li> <li>・都市計画税：福山市は現行のとおりとし，新市町では合併年度とそれに続く5か年度は，課税を免除する。（内海町は課税対象外。）</li> <li>・事業所税：福山市は現行のとおりとし，内海町・新市町では合併年度とそれに続く5か年度は，課税を免除する。</li> <li>・特別土地保有税：課税対象を内海町では，合併年度とそれに続く3か年度は，現行のとおりとする。</li> </ul>	
合併特例債発行限度額（億円）	300.5億円	

### その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	特別職の職員の取扱い 条例及び規則の取扱い 一部事務組合等の取扱い 使用料・手数料の取扱い 公共的団体等の取扱い	各種団体への補助金・交付金等の取扱い 各種福祉制度の取扱い 国民健康保険の取扱い 消防団の取扱い 上水道の取扱い
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
特になし		